

茨城県立勝田特別支援学校 PTA会則

第1章 総 則

第1条 本会は茨城県立勝田特別支援学校PTAと称し、事務局を茨城県立勝田特別支援学校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は、保護者と教師が協力して本校における教育活動の推進に寄与するとともに会員相互の教養と親睦を深めることを目的とする。

その目的を達成するために、次のことを行う。

- (1) 本校の児童生徒への教育に対する理解を深める。
- (2) 学校の教育的環境の整備充実に協力する。
- (3) 児童生徒の福祉の向上と充実をはかる。
- (4) 会員相互の教養を高め、親睦をはかる。
- (5) その他、本会の目的達成に必要なことを行う。

第3章 方 針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として自主独立のものであって、他の支配や干渉を受けないで活動する。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は、本校の児童生徒の保護者またはこれに代わる者、及び教職員とする。

第5章 会 計

第5条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- (1) 会費は会員一人につき月額300円、訪問教育会員については一人につき月額50円とする。ただし、兄弟姉妹が在籍している場合は実家庭数分で納入する。
- (2) 慶弔に関する経費及び表彰に関する経費については、運営委員会において内規を定め、運用する。

第6条 本会の会計は、総会で認められた事業に基づいて行われる。

第7条 本会の会計は、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第8条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第6章 役 員

第9条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 1名（保護者等）
- (2) 副会長 3名（保護者2名、教職員1名）
- (3) 書 記 2名（保護者1名、教職員1名）
- (4) 会 計 2名（保護者1名、教職員1名）
- (5) 監 査 2名（保護者2名）

役員の任期は1年とし、再選を妨げない。

- 第10条 会長の任務は、次のとおりとする。
- (1) 会務を司り、総会・運営委員会を召集する。
 - (2) 外部に対して本会を代表する。
 - (3) 全ての集会に出席して、意見を述べることができる。
- 第11条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を務める。
- 第12条 書記の任務は次のとおりとする。
- (1) 総会並びに運営委員会の議事を記録する。
 - (2) 本会の通信を行い、諸種の記録通信、その他の資料を保管する。
- 第13条 会計の任務は次のとおりとする。
- (1) 総会が決定した事業に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - (2) 定期総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- 第14条 監査の任務は次のとおりとする。
- (1) 総会が決定した事業及び会計事務を監査する。
 - (2) 定期総会において、会計監査報告をする。

第7章 総 会

- 第15条 総会は、本会の最高議決機関であり、年度当初総会を開き、経過の報告・決算の承認・新役員の選出及び就任・予算並びに事業計画の決定を行う。
- この他、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- 第16条 総会の定数は、会員の過半数とする。ただし委任状を認める。
- 第17条 総会の議決は、出席者の多数決で決める。可否同数の時は議長が決める。
- 第18条 総会は会長が召集する。ただし、運営委員会が必要と認めた場合は、会長は総会を召集しなければならない。

第8章 運営委員会

- 第19条 運営委員会は、役員・常設委員会並びに臨時委員会の委員長をもって構成し総会の議決に基づいて本会の事業を運営し、かつ総会に提出する議案の調整を行う。（学校保健給食委員会委員を兼ねる。）
- 第20条 運営委員会の定数は、委員の2分の1とする。
- 第21条 運営委員会は、会長が召集する。

第9章 常設委員会及び臨時委員会

- 第22条 常設委員会は次のとおりとする。
- (1) 学年（訪問）委員会 (2) 広報委員会 (3) 研修厚生委員会
- 第23条 臨時委員会は、常設委員会の分掌以外の臨時の審議と事業を行う必要が生じたとき、会長が委嘱し、その任務が終わるとともに解散する。
- 第24条 委員の選出及び構成は次による。
- (1) 各部とも各学年より2名の委員、訪問教育から1～2名の委員を選出し、学年（訪問）委員会を構成する。
 - (2) 学年委員は、他の常設委員を兼ねることができる。
 - (3) 各常設委員会に、教職員から若干名選出する。
- 第25条 各委員会に、委員長1名、副委員長1名をおく。
- 委員長・副委員長は、委員会において互選され、会長が委嘱する。

- 第26条 委員長は、会長に連絡の上、委員会を招集し、これを司会する。
副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その代理を務める。
- 第27条 学年委員会は、第2条の各項に従い活動する。
- 第28条 広報委員会は、会報等を発行する。
- 第29条 研修厚生委員会は、研修体制を確立し、会員相互の資質の向上を図る。また、会員の親睦と福利厚生及び教育環境の整備・美化をはかる。（学校保健給食委員会委員を兼ねる。）
- 第30条 校長は、学校管理並びに教育上のことについて、運営委員会・各種委員会で意見を述べることができる。

第10章 役員の選考及び就任

- 第31条 役員の選考及び就任は、次のとおり行われる。
- (1) 役員の選考委員会を作る。
 - ア. 学年（訪問）委員会が選考委員を兼ねる。
 - イ. 教職員の中から互選により、2名の選考委員を選出する。
 - (2) 選考委員会は、各役員の候補者を選定する。
 - (3) 役員は定期総会において選出される。

第11章 改 正

- 第32条 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により、改正することができる。

付 則

- (1) 本会則は、昭和54年5月29日から施行する。
- (2) 会則一部改正、昭和56年4月1日から施行する。
- (3) 会則一部改正、昭和58年5月1日から施行する。
- (4) 会則一部改正、昭和62年4月30日から施行する。
- (5) 会則一部改正、昭和63年5月2日から施行する。
- (6) 会則一部改正、平成3年4月27日から施行する。
- (7) 会則一部改正、平成4年4月28日から施行する。
- (8) 会則一部改正、平成5年4月30日から施行する。
- (9) 会則一部改正、平成9年4月28日から施行する。
- (10) 会則一部改正、平成10年4月30日から施行する。
- (11) 会則一部改正、平成11年4月30日から施行する。
- (12) 会則一部改正、平成12年4月28日から施行する。
- (13) 会則一部改正、平成15年4月18日から施行する。
- (14) 会則一部改正、平成16年4月16日から施行する。
- (15) 会則一部改正、平成17年4月15日から施行する。
- (16) 会則一部改正、平成19年4月27日から施行する。
- (17) 会則一部改正、平成20年4月27日から施行する。
- (18) 会則一部改正、平成23年4月24日から施行する。
- (19) 会則一部改正、平成24年4月22日から施行する。
- (20) 会則一部改正、平成27年4月26日から施行する。
- (21) 会則一部改正、平成28年4月29日から施行する。
- (22) 会則一部改正、平成30年4月28日から施行する。
- (23) 会則一部改正、令和4年4月29日から施行する。
- (24) 会則一部改正、令和5年4月29日から施行する。

(25) 会則一部改正、令和6年4月27日から施行する。